二(二)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字月字宮ノ上七、大字西薗目字渡瀬一四の二、大字本郷字南山一七、一七の一、二四の一、二四の四、二四の五、二四の七

(三)　指定の目的　土砂の流出の防備

(四)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ノ上七（次の図に示す部分に限る。）、字渡瀬一四の二（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年五月三十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年六月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所	型式変更の内容
第Ｆ―600号	火災の危険の少ない家具及び備品（寝具類）	ＡＤ17001	ジモンズ株式会社	東京都港区芝浦四丁目5番4号	肩部接合テープ及び脇部接合テープ長さを変更した仕様を追加
第Ｆ―603号	〃	ＡＤ17007	〃	〃	
第4533号	小型船舶用浮力補助具（固型式）	ＫＢ―61	東洋物産株式会社		

○農林水産省告示第九百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年六月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県日南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）・串間市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年六月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県都城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第百十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年六月十二日

防衛大臣　稲田　朋美

日時　平成二十九年六月十九日から同月二十一日（予備、同月二十二日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年六月十二日

防衛大臣　稲田　朋美

日時　平成二十九年六月十九日から同月二十一日（予備、同月二十二日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三一度四七分一二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三一度四七分一二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年六月十二日

防衛大臣　稲田　朋美

日時　平成二十九年六月二十日（予備、同月二十一日から同月二十三日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年六月十二日

防衛大臣　稲田　朋美

日時　平成二十九年六月二十日（予備、同月二十一日から同月二十三日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで